

— 障害を理由とする差別の解消に向けて —

「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」

(平成 28 年 4 月 1 日施行)

I 障害を理由とする差別とは

例えば、
障害を理由に
施設利用に
条件を付ける

差別①「障害を理由とする不利益な取扱い」

障害があるというだけで障害のない人と異なる取扱いをすること

(特別対応は除く)

差別②「合理的配慮の不提供」

例えば、
面倒だからという
理由で筆談しない

「合理的配慮」とは、

条件 1) 障害のある人から配慮を求められたときに

条件 2) 配慮を求められた側 (人・事業者) の負担が重くなりすぎない範囲で

日常生活や社会生活を送るうえで、制限や制約となっているものを取り除く

配慮をすること

※ 合理的配慮は、次のようなものに限られます。

- 必要な範囲で本来業務等に付随するもの
- 事業目的や内容等を本質的に変更しないもの
- 障害のない人と同等の機会提供を受けるもの など

II 差別の判断基準

☆ 詳しくは、「富山県障害者差別解消ガイドライン」を参照

差別① 正当な理由があれば、障害のない人と異なる取扱いをしても差別ではない。

→ 「正当な理由」ってどんな理由？

- 誰が見ても「そうせざるを得ない」と判断できる理由のこと
- 「～かもしれない」といった、あいまいな理由は正当な理由ではない

差別② 条件 1) 障害のある人はどのように配慮を求めるの？

- 障害がある人のコミュニケーション手段であれば OK
- 本人ができなければ、保護者や介助者等でも OK

条件 2) 負担が重過ぎるかどうかは、どのように判断するの？

- 個別ケースごとに、具体的状況に応じて総合的・客観的に判断
(業務への影響の程度、費用や負担の程度などを考慮して)

Ⅲ 障害を理由とする差別に関する相談

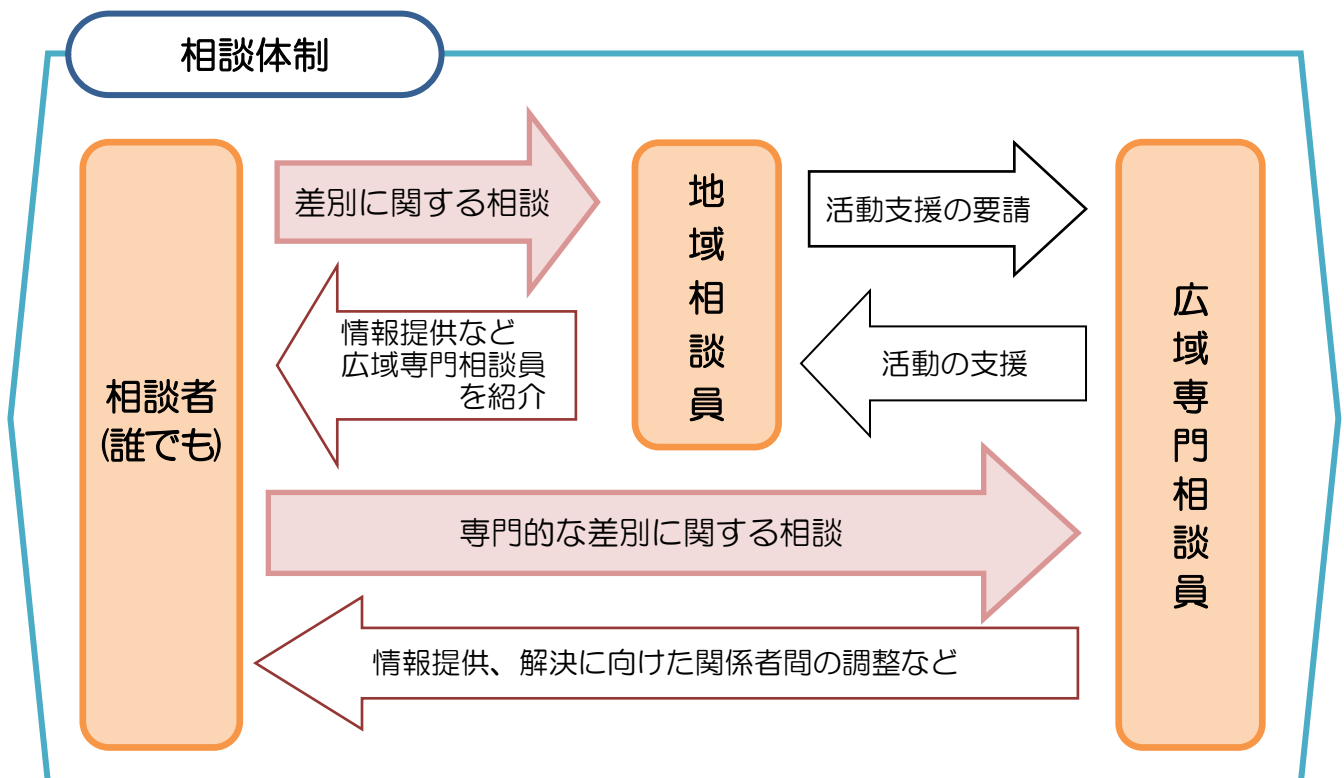
誰でも相談できる窓口を設置しています。

●地域相談員

身体障害者相談員や知的障害者相談員、精神障害等に関する相談員（地域相談員）が、日頃の様々な相談活動の中で、障害を理由とする差別についての情報提供等も行います。

●広域専門相談員（連絡先は、下記のとおり）

広域専門相談員は、地域相談員が行う情報提供等の支援も含め、障害を理由とする差別についてのあらゆる相談（具体的な相談、関係者間の調整等）に応じます。



広域専門相談員 相談窓口（H28.4.1 開設）

広域専門相談員がお話をお伺いします。

電話は、H28.4.1 から
通話可能になります。

場 所： 〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号
富山県 障害福祉課 相談室（富山県庁本館 1 階）

受付時間： 平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
（土日、祝日、年末年始は除きます）

TEL： 076-444-3959（広域専門相談員専用電話）

FAX： 076-444-3494（県庁障害福祉課 FAX と同じ）

E-mail： ml-sabetsu-soudan★pref.toyama.lg.jp

（送信時に、★を@に置き換えてください。）